

平成 26 年 2 月 21 日

第 7 回

文京区立図書館

サービス向上検討委員会

文京区教育委員会教育推進部真砂中央図書館

文京区立図書館サービス向上検討委員会会議録

第 7 号

平成 26 年 第 7 回

日時：平成 26 年 2 月 21 日（金）午後 6 時 30 分

場所：文京シビックセンター 5 階 区民会議室 C 会議室

「出席」

委 員 長	植 松 貞 夫
副 委 員 長	藤 田 恵 子
委 員	原 廣 介
委 員	石 井 涉
委 員	川 口 幸 恵
委 員	伊 藤 裕 子
委 員	黒 田 健 児
委 員	串 田 光
委 員	永 田 利 貴
委 員	有 泉 和 子
委 員	恩 田 健 一
委 員	上 田 勝 紀
委 員	八 木 茂
委 員	久 住 智 治
委 員	石 嶋 大 介
委 員	山 崎 克 己
委 員	奥 山 郁 男

「事務局」

真砂中央図書館	染野谷 勝
真砂中央図書館	増 田 一 昌
真砂中央図書館	渡 部 セキ子
真砂中央図書館	藤 井 君 子

第7回文京区立図書館サービス向上検討委員会 次第

日時：平成26年2月21日（金）午後6時30分から
会場：文京シビックセンター5階区民会議室C会議室

- 1 委員会開会

- 2 新たなサービス向上の方策
 - (1) 取次拠点

 - (2) 区民優先のあり方

 - (3) 今後の図書館広報

- 3 文京区における図書館の運営体制

- 4 その他

- 5 閉会

事前送付資料

【資料第24号】新たなサービス向上の方策

席上配布資料

【資料第25号】文京区における図書館の運営体制

1 委員会開会

(18:30)

○植松委員長 皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、第7回文京区立図書館サービス向上検討委員会を開催いたします。

初めに、事務局より本日の資料等の確認及び委員の出席状況の報告をお願いいたします。

○事務局（染野谷） まず、本日の資料でございますけれども、席上に配布いたしました「次第」の下のほうに、事前にお送りしました資料と、本日席上配布した資料が記載してございます。ごらんいただいて、確認していただきたいと思います。

まず、事前を送付いたしました資料につきましては、資料第24号「新たなサービス向上の方策」。また、本日席上に配布しましたのが資料第25号「文京区における図書館の運営体制」でございます。なお、前回の検討委員会の会議録もあわせて席上に配布いたしました。不足がある場合はご用意がございますので、挙手をお願いいたします。

また、会議の運営上のお願いでございますけれども、会議録の作成の都合上、発言の際は挙手により、所属団体やお名前をお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、まず、欠席のご連絡をいただいているのが鷹田委員、久保村委員、北島委員。そして、おくれて来る旨のご連絡をいただいているのが伊藤委員、有泉委員でございます。残りの方は若干おくれている模様でございます。

以上です。

○植松委員長 設置要綱第6条によりまして、会議の開催は委員の半数以上の出席ですので、要件を満たしており、この会議は成立いたします。

本日は、「新たなサービス向上の方策」と「文京区における図書館の運営体制」についてご議論をいただきます。終了時刻は午後8時30分を予定しております。

それでは、まず前回の委員会の中で委員の方からお出しいただきました質問で回答を保留したもののついて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（染野谷） 前回の第6回の検討委員会で、恩田委員からいただきました大塚公園の使用についてのご質問にお答えいたします。

大塚公園では自転車をおりて押して歩くようになった経緯についての確認と公園内での野球やサッカーを制限してほしいという趣旨のご発言がありましたけれども、それについて所管のみどり公園課から説明を受けましたので、それをご紹介します。

大塚公園は、幼児等によるボール遊びを除き、サッカーや野球等の球技は公園利用者に危険を及ぼすため禁止としています。地域の町会とも情報を交換しながら定期巡回による注意指導を行っており、今後も継続してまいります。また、公園内の通路は、以前より自転車をおりての通行をお願いしておりますが、幼児の親御さんや高齢者の方から、自転車走行に対する苦情がふえたため、注意指導を強化しているところです。皆様が安心して公園をご利用できるよう、図書館を利用される方にも協力していただくようお願いいたしますというところでございました。

以上です。

○植松委員長 よろしいでしょうか。

2 新たなサービス向上の方策

(1) 取次拠点

○植松委員長 それでは、議事次第の2「新たなサービス向上の方策」につきまして、ご議論いただきます。

まず、資料第24号でございますが、1ページが(1)「取次拠点」であります。裏面の2ページから5ページまでが(2)「区民優先のあり方」であります。そして、6ページが(3)「今後の図書館広報」の3項目になっております。それぞれを区切りまして、(1)、(2)、(3)の順で検討してまいりたいと存じます。

事務局から、(1)「取次拠点」について、説明をお願いいたします。

○事務局(渡部) 資料第24号「新たなサービス向上の方策」、(1)「取次拠点」について、ご説明いたします。

区内に8館3室の図書館が設置されておりますことは、委員の皆さんにもご承知おきのことは存じますが、第1回の会議で配布いたしました図書館配置地図でもおわかりのように、白山1丁目付近が1キロメートル圏内から外れており、資料にも書いてありますとおり、向丘・西片地域の方からも図書館の設置や取次場所の設置をしてほしいとの声が寄せられております。設置場所としては区有施設だけでなく駅という意見もございました。そこで、開館日や開館時間が図書館とほぼ同様であり、区の職員が常駐しているので、極力人員をふやさないでマンパワーの活用ができるのではないかと地域活動センターに予約資料の取り次ぎができる場所の設置をと考えたものでございます。

取次拠点の効果としては、3点を挙げてございます。ア、近隣の高齢者等新規の図書館利用者

の開拓が可能になる。イ、既存の利用者の利便性が高まる。ウ、地域活動センターを利用しない区民の来館が見込まれ、施設の利用拡大が期待できる。

次に、設置場所の候補ですが、まずは、取次場所設置等の要望が多かった地域にと、向丘地域活動センター、また、駒込地域活動センターについては、どこの図書館へも等距離で遠いということや駅からのアクセスが比較的近いということから挙げさせていただきました。

業務内容としては、予約資料の貸出・返却です。

業務量につきましては、図書館側は大きな変化がないものと考えておりますが、取次拠点につきましては、今のところ不明でございます。

以上でございます。

○植松委員長 ご説明いただきました取次拠点について、これを新たに設けようということですが、ご質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。

○久住委員 冒頭説明があったように、ちょうど円を描いたときに空白があるということで、そこを何らかの形で埋めていく方策を考えていこうというのは、これからの方向性の1つだったと思うのです。全体的な組織だとかいろいろ調整をしている企画のほうからすると、どこか区有施設の中でのというのは理解ができる場所ではあるんですけども、必要に応じて順次検討していくということで考えるよりは、④に書いてありますように、取次拠点においては、どの程度の利用になるか現状がなかなか見えないということであれば、どこかモデル的に活用する中で検討していくことが必要なのかな。

1キロの半円を描くとすれば、どこか1つの拠点で今指摘されている、いわゆる空白の地域は埋めることができるだろうと思いますので、それを順次検討していくということではなくて、どこかモデル的に、今後、区全体の施設調整の中で検討していく。「検討する」というのは、やらないということではなくて、どこかに必ず入れることを検討していくわけですけども、それをどこにするかということと、今後ふやしていくのか、維持していくのかについては、少しやってみた中で検討していくのが一番いい取り組みの方向性になるのかなと思っています。

○石嶋委員 地域活動センターを所管していますので、所管課として一言申し上げたいと思います。

今お話がありました取次拠点ということで、地域活動センターはどうだというお話がありました。地域活動センターは皆様ご存じかどうかかわからないのですが、住民票を発行しているところかなというぐらいのイメージがあると思います。そのほかにも、全体として15ぐらいの業務を

請け負っております。地域活動センターが主体的にやっているものと、本庁から出先機関として請け負う業務等々がありまして、皆様に一番身近なのは、さっき言った住民票の発行ですとか、町会自治会とか地域のいろんな団体の活動の拠点にもなっています。そういった業務内容をいろいろ勘案して、今回の取次業務については、体制の問題等々ありますので、今企画課長からちょっとお話がありましたが、優先順位的なものは活動センターの実情も踏まえながら、区として一定の内容等を調査した上で結論を出していきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○奥山委員 今、私どもの委員のほうからいろいろな意見をいただいております。具体的な形で施設の場所の候補名を提示しましたが、これについては今後内部で十分検討し、具体的な名称につきましても最終報告において、さまざまな意見を踏まえ、記述する形にしていきたいと考えてございます。

○永田委員 取次拠点をふやしていくということは、良いことだと思います。ただ、選定の基準が、空白地域を埋めるというお話でした。

第6回の会議録の中にも書いてありますが、みどりの図書館が新大塚の駅からも近いので、予約やリクエスト資料の受け取り場所として利用されている。結局、鉄道の駅から近いというのはすごく魅力的な条件なんだろうと思うんです。ですから、今後取次拠点を選定する中での1つの観点として、みどりの図書館を1つのモデルとして考えていただいて、重みづけをする中では、どこか鉄道の駅からの距離というのも考えていただいたらいいのかなと考えます。

○藤田副委員長 駅には設置が難しいというお話が前回あったかと思うんですが、その代替として駅から近い区有施設等に設置を考えていくということだと思いますので、その方向でよろしいのではないかと思います。

○植松委員長 鉄道駅に近いというファクターを選定要素のリストの中に入れて評価していくということですね。

○永田委員 みどりの図書館は決して大きくないので、大きくない割には利用されている魅力がどこにあるのかというのが、まさに鉄道の駅から近くて非常に足がいいということだと思います。区民がそれを志向しているのであれば、そこを一応盛り込んでいくのがいいのではないかと思います。

○植松委員長 業務の内容としては、予約を受けた図書館が本を巡回車に乗せて、取次拠点に届けて、利用者がそれを取りに来る。返されたら、それをまた巡回車に乗せて、しかるべき図書館

まで返すことです。

○石嶋委員　うちのほうでちょっと心配しているのは、取次拠点であるので、そこでいわゆるレファレンスみたいなのはなかなか難しい。だから、あくまでもさっき言った業務の範囲内での取り次ぎ。ただ、区民の方が利用するときは、その辺をしっかりと広報していただいて、うちで請け負う際にはそういうところは注意していただきたいと思うんです。

○藤田副委員長　幸いなことに、直営館の真砂図書館が、地域活動センターのあいている時間、基本的に人がいますので、答えられないこと等については、それぞれの施設の内線電話で真砂図書館がバックアップすることも可能だと思いますし、本当に取次場所というだけで、それ以上のものは求めないほうがうまくいくのかなと思います。図書館とは別のものという位置づけですね。

○串田委員　先ほどの鉄道の位置ということでお聞きしますと、後楽1丁目は施設が何もない地区なんです。後楽1丁目というのは飯田橋から職安の裏あたりです。あの辺は何も施設がないので、あの辺に何か施設があるといいかなということを考えているのですが、いかがなものでしょうか。地域的に後楽1丁目というは何もないところですから。ただ、水道端のほうにはちょっと遠いんです。バスで言うと、大曲を通過して東五軒町で石切橋ですから、区境のところはちょっと手薄じゃないかな。鉄道の便から考えると不安になるところがあるのですが、いかがなものかと思って聞きたいです。

○藤田副委員長　そのあたりは区有施設自体が非常に少ないので、区有施設で職員が常駐していて、地域活動センターのように開館時間が長ければ、取次場所になる可能性はあるんですけども、この辺は……。「ないね」と呼ぶ者あり）そうです。再開発のマンションがちょっとできたりはしているんです。一番近くて後楽幼稚園ぐらいなので、幼稚園じゃ取次場所として適当ではないのかなと思いますし。

○串田委員　あと盲学校とかですね。あの辺がちょっとネックかなと思う。

○藤田副委員長　ちょっと白いところが残っていますね。

○串田委員　でも、電車の便からいくと一番楽なんです。飯田橋も近いし。ただ、水道端にはちょっと遠いんです。

○藤田副委員長　後楽あたりの利便性がちょっと悪いというご意見は承っておきまして、区有施設で、駅から近い場所で適当なものがあれば、候補として挙げたいと思いますが、今のところすぐできそうな施設はないかなと思います。

○植松委員長　では、これにつきましては、取次拠点というものを開設するという方向で、より

具体化に向けて多方面から検討し、実施に向けて仕組みそのほかについて精度を高めて検討するというまとめでよろしいでしょうか。――では、そのようにさせていただきます。

(2) 区民優先のあり方

○植松委員長 続きます、(2)「区民優先のあり方」です。事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○事務局(増田) 「区民優先のあり方」についての説明を行います。資料は全部で4枚にわたっておりまして、後半の2ページは参考資料という形でございます。

説明の流れとしましては、まず初めのページで「現状」や「これまでの経緯」、また、現在の利用者の状況を概観した後、次のページで23区での状況、最後に、導入する場合の方向性についてご提案を記載いたしました。導入すべきかどうかという観点も含めてご議論をいただければと考えております。

まず、「現状」や「これまでの経緯」については、お読みいただくとおりでございます、この委員会の中でも過去にご報告したような内容でございます。図書館の整備が比較的早い段階で進んでいった文京区の図書館運営というところの歴史と、他区での整備もだんだん進んできたという現在の状況、また、当時は全く想定されていなかったであろうインターネットを使った情報化等が加わった中でさまざまな意見が出されてきている部分なのかなと認識しております。

その中で、四角の囲みの中にも書きましたが、1点確認をしておきたいこととしまして、公共図書館の運営の原則というものがあるということです。

主な根拠としては、図書館法という形になるわけですが、図書館法というのは図書館の運営に際しての特別法で、特別法というのはどういうものかということ、ほかの法令に優先される規定です。具体的な例で言えば、図書館法に載っているものは図書館法が優先的に適用され、図書館法に書かれていないものに関しては、そのほかの一般法のほうが適用されるという位置づけがあることを踏まえておきたいと思っています。

続いての③利用者の状況の点です。細かい数字は読み上げをいたしませんけれども、ごらんのように、インターネットでの予約・リクエスト受付が開始されてから、数字としては一貫して右肩上がりです。インターネット経由の部分が伸びているからこそ伸びていると言っても言い過ぎではないような伸びだと認識しております。一方で、インターネット外の予約も、よくよく見ていくと、少しずつでも伸びているのかなというところがあるので、図書館利用全体

も伸び傾向だと言えるかと思いますが、それを差しおいてもインターネットでの伸びはかなりすごいものが見てとれるかと思います。

表の下のところにも書きましたが、平成 16 年度と 24 年度を比較いたしますと、総予約数は 3.6 倍になっており、うちインターネット予約に関しては 5.2 倍という数字になっております。

次のページに移りますと、23 区内の閲覧規則がどのようになっているのかということです。3 ページ目に資料として載せておりますので、そちらもあわせてごらんいただければと思います。

アといたしまして、利用登録の要件で制限をしている区が 23 区中で 14 区ございます。そこは在勤・在学にしたりですとか、都民に限る、23 区内に限るとかいろいろな状況がありますが、そういった形で制限をしているところがございます。

イの、利用する際に制限がある自治体は、ごらんのような状況でございます。一見しますと、イのほうは区がちょっと少ないと感じる部分もあろうかとは思いますが、そもそも登録要件の段階で制限をしている区がそれだけありますので、利用の際においては制限が出ますよというところは、下のような状況なのかなと考えております。

そこで、最後、区民優先をどう考えるかということになります。

そもそも優先といっても、何を優先ということにするのかという議論も出てくるものかとは思いますが、事務局といたしましては、区民要望や本委員会の意見の中から考えまして、資料へのアクセス、優先権というものが中心になってくるのかなと感じております。

ここで提示した内容としては、「目的」として下線を引きましたけれども、「区民へのスムーズな資料提供に結び付く仕組みづくり」である必要があるだろうと考えました。また、「視点」としては、公共図書館運営の原則に留意する必要があるだろうということも、あわせて考えております。

ここで、皆さん、ちょっと疑問というか考えに整理が必要だと思われるかと考えますのは、利用の制限という問題と、公共図書館運営の原則というものの関係性がどうなるのかというところがあるかと思います。

図書館法等の説明は、さきにお話ししたとおりの形であります。また、一方で文京区立の施設ではないかということや、結局は区民、区の税金ではないかという側面もあわせてあるかと思っております。それらは、図書館が地方自治法の 244 条を根拠とする公の施設であるということもあわせ持っているからです。地方自治体はその住民の福祉を増進するために設置する公の施設である以上、住民の方の利用は拒否できない形でありまして、不当な、差別的な扱いもできない

という話になってくるかと思っております。

では、住民以外の利用者への差別的な扱いというものがどうなるのかという点が逆説的に導き出されます。同時に、図書館法の理念との調整が必要となって出てくるのかなと考えられます。その問題については、設置者の裁量の行為として理解されておまして、そこが各自治体での図書館運営の特徴があらわれてきているものだと思っております。そのため、先ほど見ましたように、現実には利用に対して制限のある自治体がございます。それは利用のさせ方のタイミングで、一定程度濃淡をつける形となっております。つまり、入館することすらご遠慮くださいという図書館や、館内で本を読むことすら区民じゃなきゃだめですよという極端な制限をしている自治体は聞いたことがないと、こちらとしても思っております。貸出を許すのか許さないのか、また許す場合にどのように行うのかという点で差が出てきているのかなと感じております。

そこで、今回事務局からの提案は、文京区が都心にある区であることや、出版社や大学も多い文京のまちであること、また、文京区では地域資料の収集に努めていたり、小石川にはレコードのコレクションなど、ほかの図書館にはない特徴をつくって皆様のほうに資料提供をしていきたいと頑張ってきたところもございますので、制限を極端に強めることなく、区民への資料アクセスの優先権が得られるような仕組みづくりができないかということ念頭に置いて、提案ア、イ、ウ、エ、オを提示したものでございます。

アに関しましては、資料のマックスの予約点数に差を設けることで、相対的に区民へ希望の資料が行き渡りやすくする仕組みをつくることでどうだろうか。

イに関しては、在勤・在学の利用者に対してです。申し上げましたように、出版社が多いことや大学、高校も多い。とにかく学校の多いまちであるという点を考慮した形で区民相当のメリットを与えようかと思っております。

ウは、未所蔵資料へのリクエストということですが。こちらは何らかの形で購入を伴う話になりますので、そういったところに関しては一定程度区民もしくは区民相当の利用者からのものに限っていいかという考えです。

エに関しましては、区民の利用者にスムーズに資料提供ができるようにということで考えたところでございます。

オに関しましては、相互貸借、大学図書館への紹介状等ということですが。これは、文京区外の方である場合は、その方のお住まいの自治体で図書館サービスが受けられるものでございます。周辺区の図書館の整備も一定程度進んできておる状況から考えて、こういったオに当たるような

サービスに関しては、基本的には区民、区民相当の方を中心に行うことでいかがかと考えたところでございます。

以上の点について、皆様からしっかりとご意見を伺いたいと思っておりますし、議論の末、方向が定まればよいと考えております。このような提案は、箇条書きですとイメージしにくい場合もあろうかと思ひまして、5ページ目には、それを現行のものと比較した形で表にしてございます。

ここで、事務局からお願い事というお話になるんですが、区民優先の考え方を取り入れるべきか否かの議論や、取り入れるならこの大きな枠の方向でということでの議論をしていただけると幸いに存じております。例えば、予約の冊数の差が10冊なのか、11冊がいいのか、14冊だみたいな話をここで議論して決定するのは現実的ではないと思ひますし、細かな各論の内容、コンピューター上でどう制御するんだみたいなものについて、また図書館上の館則の第何条に何と書くのだ、そういった問題については、導入する際には図書館サイドで十分整理した上で適切にやってみようと思ひますけれども、本日の議論の中では図書館サイドにお任せいただきまして、今回の委員会の中では、下線を引いた、こちらの想定した「目的」がどうなのかということや導入の是非、「提案」でお出しした内容について妥当と判断できるのかということについてをご議論いただければと思ひております。

最後になりますが、カに「併せて検討をしたい事項」を載せました。こちらは直接的に区民優先に、ダイレクトにパッとつながるものではありませんけれども、こういった議論をしていく際には、あわせてご意見もいただければと思ひまして、幾つか挙げてみました。もしよろしければご意見を幾つか賜ればと思ひております。

私のほうからは以上です。

○植松委員長 ただいまご説明いただきました「新たなサービス向上の方策」の(2)「区民優先のあり方」であります。ご説明がありましたように、資料へのアクセス優先権というところで差をつけていくことではいかがかというご提案です。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○恩田委員 まず、前回の委員会での私のリクエストに対し、非常に緻密な資料を作って頂いたことにつきまして、事務局の皆様には御礼を申し上げます。ありがとうございます。

議論するにあたって、委員の皆さんの中に、区民優先導入を是とする方もいれば、非とする方もいらっしゃると思ひますので、広く皆さんの意見を伺いながらと考えております。

私は、最終的には4月から5月の間に予定されているパブリックコメントで区民優先の提案を記載し、文京区民全体の意見を伺いながら検討するのが良いと考えております。パブリックコメントにどのような方向性で記載するかを、ここで議論するのはいかがでしょうか。先ほど委員長からお話のありました、アクセス優先権を文京区民に持たせる意味では、⑤「区民優先の考え方」の「提案」エ「区民（相当）利用者からの、新刊資料への予約を一定期間優先する」、これがよるしいのではないかと考えます。皆さんの意見をお伺いできればと思います。

○永田委員 議論を始める前に、確認をしておきたいことがあるんですが、先ほど増田さんが説明してくださった23区内で閲覧を制限している区が23分の14という数字でした。基本的には23分の14ということは、過半数の区が何らかの形で制限しているということによろしいんですか。

○事務局（増田） 資料で言うと、4ページの「登録制限」、貸出登録をどういう形で行っているかという資料で、館内利用はできるけれども、貸出という段階になったときには制限がかかるところがこのような形でありますということです。

○永田委員 図書館を運営される上で、利用登録要件を制限している理由が何かありそうなので、もし想像がつくようでしたら教えていただきたいと思うのですが。

○事務局（増田） 確かに、これは23区の事例という形です。全国的なレベルでいけば、登録に制限のある自治体はむしろもっと多いのかもしれない。特に、地方のほうですと、そんなに遠くからわざわざ来る人もいないというのがあるでしょうから、その辺は考えられていると思います。

あとは、やはり税金というんでしょうか、区民の納めていただいたものの経費の中で運営しているところからの配慮なのかなと想像いたします。

○植松委員長 先回、恩田委員が、北区で導入されたときの文書をお読みになられましたね。議事録で言うと、前回の議事録の28ページの下から8行目ではありますが、経緯ということでご紹介いただいているところであります。

この登録制限をいつごろからやり始めたかということについてはわからないわけですね。

○事務局（増田） 平成20年に北区の新中央図書館が開設されて、そのタイミングでの北区からのアピールという形でございました。導入したのはそのタイミングでございます。

○黒田委員 数字上の確認をさせていただきたいのですけれども、2ページの③の利用者のところで、「区内66%」というのは在住の区民の方でよろしいんですか。

○事務局（増田）　そうです。

○黒田委員　予約・リクエストのほうも、おおよそですけれども、予約のうちの8割がネットで、そのうちの区民の比率が57.3から57.9ということであれば、区民の方の予約・リクエストも66から67ぐらいの感じ、同じような状況であるということですね。そうすると、34～35%に関しては、それ以外の方が利用されているということですね。

先ほどの北区で言いますと、2割以上が区外在住者になったということで、そういうサービスを導入したということであれば、もうその数字を超えている状況にあるという事実があるんですね。

○事務局（増田）　そうです。

○植松委員長　インターネット予約での利用者の実感としては、委員の皆さんはいかがでしょう。

○恩田委員　図書館システムのデータベース上に、こんな本があると気づいたときに、「予約（何件）」と書いてあると、大分回ってこないなと感じるんです。では、その予約は誰がしているんだろうということを考えたときに、文京区立図書館の本を文京区民が利用したいという状況で、全てが文京区民からの予約であれば仕方がないかなと思うんですが、もし文京区外であれば、お住まいの区に頼んでもらえないかなと感じることはあります。

○石嶋委員　在住の区民ということ想定していると思うんですが、「提案」のイで「在勤・在学の利用者には、区民相当のメリットを与える」ということで、区民をどう捉えるかは1つ論点としてあると思います。

それから、23区の表を見ていると、近隣区との相互乗り入れみたいなもの、1つの区がそういうのをやると、お互いにそこは融通するみたいなのところがあるのかなと認められます。一方、文京区の近隣区というと、台東とか豊島、北区。それぞれそういうところをちょっと見るのも1つの方向なのかなという意見です。

○有泉委員　私は利用制限をするということに対しては真っ向から反対いたします。

まず第一に、どうしてそんなけちくさいことをするのか、文京区の名に恥じると思います。中央区、品川区、目黒区と並んでいますけれど、23区に在住・在勤・在学で制限を入れているところになっているところはあるわけです。

それから、区民、区民と、区民の税金であると、区民の定義というのがこれまた難しいと思うのです。つまり、文京区に住民届を出せばその日から区民、1日の区民でも区民、区民を100年

やった人は、出てしまえば区民じゃなくなることになる。

私の住んでいるマンションのお隣におじいちゃまがおいでで、100歳まで頑張っておいでだった。100歳まで地元の職人として1人で生きていらした。配偶者も亡くなられて、お子さんたちも独立して、101歳になったときに、さすがにこれはだめだと言って離れられた。その方はもう区民ではない。文京区に対して貢献ということからいって、区民じゃないでしょうということになってしまう。101歳のときにお子さんのところに引き取られて、104歳か105歳まで生きられたんですが、こういう方は区民じゃなくなっちゃった、そういう事態が起きる。一方、文京区に住民届を出した、その瞬間から区民であり、優先する。

例えば、消防団として何度も表彰された親子がおいでです。私自身、消防団活動をちょっとやったことがあったのですが、勤続30年とか40年とか、ずっと区のために働いてきた方がいらして、その方は、地上げで泣く泣くお出になられた。時々、やっぱり生まれたところだからと帰っておいでになれるけど、その方でも自分の家の隣だったかもしれない図書館も使う権利はなくなる。

あるいは、私の学生時代のときの大家さんもそうです。今のマンションでも、町内会長さんもおっしゃっていましたが、70年、80年という方たちがおいでになられるんです。その方たちは、出ればもう区民じゃなくなる。でも、お祭りで帰ってくる。「おお」という感じでみんな帰ってくる。その時に、生まれた育った小学校の隣の図書館で、ずっと知っていたはずのところにもう権利がなくなってくるということがあっていいのかなと、このように区民優先という考え方に対してちょっと気になる。それが1つ。

逆に、よその区から制限を受けたくない。それも1つ。

例えば、私では仕方がないので、申しわけありませんけれども、植松先生を例に取り上げさせていただきますが、植松先生は東大の卒業生、そして筑波大学の名誉教授、そして今、跡見学園大学の教授と、3つの肩書をお持ちです。この間、東大の図書館は誰でも入れるということを事務局の方はおっしゃったのですが、この3つの肩書のうち、どれが最優先かというのと、卒業生の資格なんです。卒業生の資格が一番強い。国立大学の名誉教授という資格では、毎回毎回手続をしないと入れない。残念ながら跡見大学の教授では在勤中だけ。卒業生だったら必ず入れる一番強い資格のはずなのですが、その卒業生の資格では本を借り出すことができないのです。たとえば、学会か何かでいらして、図書館にあると思ったらタッチの差で借りられていた。行っただけでも、なかった。あーっ、明日原稿締め切り。先生だとそういうことはなさらないでしょうけれど

ども、しまったと思って探したら真砂図書館にあった。駆け込んだときには、もう閉館間際だった。「はい、明日おいでください」ということになってしまう。先生はつくばにお住まいですから、全然対象外になる。今、図書館サービス向上委員会の座長として全ての責任を負っていらした先生は使えません、こういうような事態が起きてしまう。そういうことを考えると、どうなのかなと。

4 番目。予約ということなんですが、うなぎ登りに上がるというのは、私は存じ上げないのですが、要するにベストセラーということですね。「ベストセラーだ。よしよし」とみんなで予約をかけたおかげでどんどん上がっていった。400 人、500 人いようと、それでも予約をかけるということは、半ばお祭りだと思うのです。承知の上でかけている。わかった上でかけている。何だか数を伸ばしているだけ。黒田さんがおいでになられますから、お名前を挙げちゃいけませんけれども、出版業界としては、ベストセラーをお買い求めいただかないと困る。図書館で借りるなんてけちなことをされては困る。ベストセラーはお買い求めいただいて、売り上げが伸びることに貢献していただかないと困る。そう思うのです。

今申し上げたいいろんなことから考えて、けちくさいことはやめましょうよ、せっかく文京区ですから。多分町内会長さんがいらしたら、文京区のくせにけちくさいことをするのはけしからぬとおっしゃると思うんです。お年を召した方だったら、やっぱり江戸っ子なので、余りけちくさいことをしてほしくないと思うと思うんです。私も一応かなり長くはいます。先輩方とは違っていますが、それでもやっぱり文京区に 30 年くらいはいますでしょうか。さらに、もしかして地域振興にも役に立ってくれるかもしれない。ついでに何か買って欲しくないかなと。制限したことによって、まず数が減ります。数字が大きく減ったことによって利用件数が減るんじゃないかなと、それもちょっと気になる。いろんなことから考えて、私は利用制限はしてほしくないかなと思います。

○石井委員 今すごくおもしろい意見をありがとうございます。それで気がついたんですけど、資料の 2 ページに、何倍になっていて、うなぎ登りだという話があるのですが、今のお話でも確かにそういうベストセラー物、偏った書物に対してみんなが予約をするから数字が上がっているのであって、例えば学術書で見れば、ひょっとしたら横ばいかもしれない可能性もある。横ばいだったらもともと利用制限はどうのという話はないはずです。そういう意味で、情報の出し方、分析の仕方が重要かなと思いました。だから、資料をこのまま出しちゃうと皆さんが誤解をしちゃう。その辺はわかるようにして、当然そういう専門書とか本当に必要なものが昔から変わ

っていないのであれば、あえて制限する必要はないというのが、今の話を伺ったの気持ちです。

○藤田副委員長 多分数字はないと思うんですけども、事務局側の実感として、予約の傾向みたいなものは多少わかるのでしょうか。

○植松委員長 予約対象の本の大分類ではどうでしょうか。

○事務局（渡部） 小説が多いのは確かだとは思いますが、学術書がどんな予約をされているかというのはわかりません。インターネットによる予約のつけ方が、昔とは考え方が違っていて、予約というのは図書館にないから予約をするというのが昔の予約制度だったんですけども、今は図書館の棚にあるからインターネットで予約をして、それを用意してもらって借りに来るというやり方です。なので、小説が多いだろうということはわかりますけれども、そのほかのものとの区別というのはわかりません。

○植松委員長 予約の受け方として、今貸出中の本についての予約と、今度行ったときに、そこに出しておいてくださいねという予約とは、同じ処理なんですね。

○事務局（渡部） 同じです。

○植松委員長 そうすると、学術書だろうと、行ったときにとりおいてもらっているほうが便利ということで予約をかける場合もある。

○藤田副委員長 もう1つ、図書館にない本、近々出版されるであろう本をリクエストして、図書館に入るとそれが自動的に予約になるという種類の予約もありますので、ベストセラー物なんかはそういう形の予約の入り方もしているのかなという気はします。館長さんたちの実感、予約の実態はどうなんでしょう。

○八木委員 今おっしゃられたとおりで、リクエストというのは文京区の図書館に所蔵していないものをいいます。予約というのは所蔵しているもの。ただ、貸出中のものもあるし、そうでないものもあるということをきちんと分けた上で話をされたほうがいいかなと思います。

リクエストも予約も、恐らくベストどのくらいなどで表に出ていると思います。昔は『ダ・ヴィンチ・コード』がすごく多かったもんですから、図書館でも20セットも30セットも買った時代があったかと思います。先ほどおっしゃられた問題については、古くて新しい問題。図書館が所蔵するから一般の出版社の売れ行きが余りよくないという議論も昔、たしかありました。たしか、作家の三田誠広さんが何十年前にそういう話をされていました。それが妥当かどうかという問題は確かにあります。

○植松委員長 それに関して言うと、出版業界と日本図書館協会とで科学的な調査をしまして、

因果関係はないということについては双方でも了解しております。

○八木委員 私の少し若いころ、30年ぐらい前だと思うんですが、確かにそういう話がありました。

○植松委員長 90年代末ですね。

○八木委員 その辺は検証が必要かなと思います。

ちょっと話は変わりますが、区民優先には、予約の点数を多くするという議論も確かに1つあります。ただ、パイは限られています。いっぱい本を借りられるわけではない。その中で区民の予約を多くする、そうでない人は少なくする、でも予約全体を多くするという考え方をそれぞれが持ちますと、パイの中で区民の皆さんが予約を食い合うような形になる。つまり、お互いがお互いを制約するような部分もあるかと思えます。

先ほど、台東区なんかはどうですかというのがありましたけれども、たしかCDの予約点数は3点だと思います。これは1つの見解だと思います。予約が少ないことによって、1人の人が、ある意味で独占しないで、ほかの予約待ちの人に回す、そういう考え方もあるかと思えます。1つの見解だと思います。

それから、所蔵のないもの、まだ新刊で、新聞に載っている段階で、まだデータもできていないものをリクエストするという制度を文京区はやっています。特にCDが多いですね。こういうことをされるとどうかなということは少し考えたほうがいいのかなと思います。

今、本の話はずっとされていましたが、CD関係でもそういうものが増えてきます。例えば、このCDが欲しいというので1回借りちゃうと、それで以降の貸出がなくなってしまうということ結構あります。公共図書館は、ある程度全体を見ながら選定していかなければならないものですから、その人のために買うというよりも、区民のある程度のレベルの人がまんべんなく利用できる形で収集していくという考え方も必要だと思います。台東区は恐らくCDに関してはリクエスト制度をやめていると思います。たしか購入希望という制度で出しています。購入希望制度にしますと、真砂中央図書館が区民の方がまんべんなく利用できるかどうか全体を見ながらきちんと選定していくことになるのかなと思います。

図書館法ができたとき、私は誤解があるかもしれませんが、植松先生は全然違った意見があるかもしれませんが、いつでも、誰でも、どこでもという、要するに図書館が日本全国で余りない時代で、とにかく図書館をつくりましょう。でも図書館がない。そういう時代は、どこの市町村でも行って図書館を利用できるというのが当時としての図書館の環境ではなかったかと

思います。ところが、2ページに書かれているとおり、図書館自体が各区で相当充実されてきている。近隣でも、北区も台東区も立派な中央図書館ができています。こういう状況では、誰でも、どこでも、いつでもというのも時代の流れの中で少し変わってきているんじゃないのかなという気はします。あくまでも図書館運営の原則というのは、確かに全ての人に平等なんですけれども、その当時と現在が少し変わってきている。23区中14区が登録制限してきているのもそういう時代感覚があるのかなと思います。この辺は少し理論的に詰めてもいいのかなとは思いますが、私はそんな感じに見ています。

○久住委員 公立図書館の貸出という観点からしたときに、公立図書館の利用が、いわゆる公の施設、区がつくっている施設を利用できますよという関係の中で定められた、貸出については公的な性格を持つものです。そうすると、公の施設というのは、どういう目的で、誰のために、公、区なら区が運営しているのかということ考えたときに、近隣の住民の便益の向上のために使う施設として運営をしているというのが基本にあると思うんです。そうはいつでも、図書館の基本的な考え方で、誰でもが利用できるというのは、有泉さんがご指摘のように、もっと門戸をオープンにしてきた歴史がある。そこを堅持していくのは、スタンスとしては非常にいいかと思うんですが、一方で、図書館の、本を借りるという行為に着目すると、インターネットという道具ができたときに、公の施設の賃貸借で貸しますよ、近隣の人たちの利便性を向上させるために貸しますよという本来の目的と、インターネットという、広く言ってしまえば全世界から予約ができる、それで順番待ちをしていけば、どこでも借りられるといった性格のツールが、どう整合性をとるのかなというのをきちんと議論したほうがいいと思うんです。

この検討会をやる前に内部で少し話をしたときに、図書館を利用する区民で職員の人が、落語のCDが絶版になっていて、非常に価値が出てどこにもない。文京区は結構CDがあるので、それに対する予約が何百人待ちになっている。それをやれば、ファンの人はいるので、新幹線に乗って借りに来る。そういう予約の仕方もできてきてしまうというのがある。それが本当に、公の施設としての利用の中での賃貸借をしていきたいと思いますよということなのか。図書館の中で読む、図書館の中で視聴をするというのが大原則のはずなんだけれども、そうはいつでもそれでは利便性がなかなか向上しないから、補助的に貸出という行為を行っていると思うんです。

そういうことを少し整理して考えたときに、僕は有泉さんの意見に賛成するところは多いんですけれども、インターネットでの予約をするという行為そのものについては一定の制限をかけてもいいのかな。そこに直接いらして予約をされていく方についての制限をかけるということと、

インターネットでの予約をどう制限するかというのは、もうちょっと別のところの議論があってもいいのではないかと思います。じゃ、どっちなのかというと、個人的にはインターネットの予約というのは、区民に限る、もしくは点数を制限するという一定の制限はあってもいいと思う。

○植松委員長　そういう意味で、「公共図書館運営の原則」の「公費負担の原則」というのは、要するに自分たちが払った税金の、いわば税の還元行為として図書館が無料で住民に提供されているという部分があるということであります。

その「誰にも」には2種類あって、1つは主義、信条で差別しない。収入であったり、学歴であったりでは差別しないということと、図書館が少ないときにはどうしても近くの人しか来れない。自転車ないし徒歩の時代だと、区の端っこのほうの人はなかなか来れない。だから全域サービスをやろうと。自動車で図書館の本を持って家を回るというのもあった。市内のどこに住んでいても誰でも、図書館がやってくるとか近くにあるという意味で「誰でも」と言ったので、日本中の誰でもうちに来なさいという意味ではない。

○有泉委員　再反論させていただきたいのですが、例えば新幹線に乗っておいでになれる方、あるいは仮に飛行機に乗って借りにおいでになれる方がいらしたとしたらば、私だったら誇りを持って貸したいと思うのです。それはむしろありがたいお客様なのであって。飛行機代を出してもどうしても欲しい、新幹線代を出してもどうしても欲しいということであれば、新幹線で何時間で来るかわかりませんが、当然お土産ぐらい買って帰ってくれるでしょうし、あそこにああいうお店がありましたよと、地元に戻って言ってくれるかもしれないし、そんなありがたい方が本当にいらっしゃるんだったらば、私だったら歓迎したいかなと。

ネットで予約に関して問題が起きているということは、そのとおりのかもしれないのですが、私の観点だったらば、アメリカにしかなかったらアメリカに行きますから、「あんたは来ないでちょうだい」と言われたら困るのであって。そういうふうにするのですが。北九州の何とか市のどこにしかないといったら私だったらそこに行く。やっぱりそういうふうな考え方を人間もいるかなと、ちょっと思ってくださいたらうれしいかなと。

○植松委員長　それは今のご意見と違わないと思います。要するに、今ウェブ上で蔵書が公開されているわけですから、それを見て文京区にこういうCDのコレクションがあるんだということで、じゃあちょっとそこに行って見てみようという方がおられれば、それは大歓迎なわけです。それをインターネットで借りる予約をするかどうかということころだと思うんです。まず日本中の方が来ていただけるようなコレクションをつくり上げることが図書館としては1つの前提条件に

なりますけれども。

○串田委員 返却率というのはどうなのでしょう。インターネットで借りた人が、たまたま地方から来ました、出張で返せません、次の人が待っていますという、返却の回転がうまくいかないと思うんです。その辺はどう考えているのか。

○事務局（増田） 具体的に返却率という形でというのがありますがけれども、遠くの人に限らず、借りたら返さない、単純に借りっ放しで返さない人というのがどのくらいの頻度なのかというお話ですよ。

○串田委員 借りた以上は責任もって返す。

○植松委員長 郵便とか宅配便で返すことはできるんですか。

○事務局（増田） 例えば遠方で、事情があってという話であれば「送ってください」という対応もしています。もちろん返ってこない資料もあるといえばありますがけれども、それが大量にあってという話ではないですね。

○石井委員 私も同じことを思っています、もともと本の紛失率というか破損率が実際どれくらいあって、その中で例えば区民と遠方の方との比率がどのくらいかというのが区民優先のあり方の判断材料の1つになりますので、そういうのを知りたいかなと思います。実際、遠方の方は本当に送ってくればいいですけども、仮に職員の方が回収に行こうとした場合に、実際は行かないですけども、区内だったら自転車で行けても、遠方だったらやっぱり現実的に行けませんから、そういう切り口もあるのかなと思います。

あと、さっきの優先どうのとは違うお話になっちゃってちょっと恐縮なんですけれども、ネットの予約についても、お取り置きネットと順番待ちのネットの予約があるというのを初めて知りました。お取り置きネットというのは、ひょっとしたら本当にその本が欲しい人が図書館に実際に足を運んで行って、目の前にあるのに借りられないという状況になるわけですから、それはやはり分けないとよろしくないのかな。だから、お取り置きだったら1日だけとか、2日だけとか、実際に有用期間はどれくらいか知らないんですけども。順番待ちだったら、ある程度その人の都合もあるでしょうから、しょうがないかな。ちょっと論点がずれて申しわけないんですけども、その辺も何か必要なのかなと思いました。

○事務局（渡部） 本の紛失ということではなくて、未返却、返してくれない方の割合、区内と区外というお話だったと思います。正確でなくて申し訳ございませんが、数年前の小石川図書館での例ですと区内と区外の方というのでは、返してくれない率はそんなには変わりませんでした。

図書館としては、例えば地域資料のすごく重要なものがある場合は、しつこく督促をして回収にも努めておりますし、私も何十年と勤めていますが、遠方の方で返してくださらなかったというのは余り例がありません。図書館員としては、やはり遠方の方が返してくれないということへの不安は、それはそれでいつも持っています。そこら辺は難しいですね。

○植松委員長 図書館側からの提案の1つとして、例えば国立国会図書館への紹介状は区内の住民の方だけに限る。新宿区の方は新宿の図書館から紹介状を書いてもらったらよいということなのですが、それもしない方がよいでしょうか。

○有泉委員 それは別に。当然そうしていただいたほうが仕事が減りますし。

○藤田副委員長 横長の資料が一番イメージが湧きやすいかと思うんですが、「一例」と書いてあるので、例えばということで作らせていただきました。区民、在勤・在学の方と、それ以外の方というふうに大きく2種類に分けておまして、館内閲覧はもちろんだたでも制限はありません。それから、貸出の利用点数も変わりはありません。そのかわり、予約に関しては、点数と新着資料が2～3カ月程度、区外の方には新着資料は予約がつけられないという形。新たに購入するものに関しては、区民以外の方は受け付けないという、一番緩やかな形を考えてみました。それでも有泉さんがおっしゃっているように、けちくさいことには変わりはないと言われるかもしれませんが、図書館法も最大限想定して考えてみた案ですが、いかがですか。

○八木委員 この表は上段と下段で今後と現行のサービス内容の一覧ですが、貸出利用のほうが、例えば本は30冊から20冊に減っております。予約のほうが15冊から20冊にふえています。区民の予約が全体的にふえて、貸出の点数が減っている。これはどういう意味かちょっとお聞きしたい。

○事務局（増田） まず、現行は予約の点数と貸出の点数に差がある形で、半分になっているところがございます。それについて、予約の点数と貸出点数を同じ点数にしていだけないかという意見は図書館のほうに寄せられているところがございます。その辺については、いろんな考え方があるかとは思いますが、要望も多いところからして、導入してみたらどうだろうかということで、例として挙げたところがございます。

そして、現行30点という利用貸出で、21点以上の資料を借りていらっしゃる方がどのくらいいるのかというのを、ここに書いてあるタイミングで調べてみたのですが、現実的には区民の方で1%を下回る点数の方ということでありました。区外の人を入れると1%をちょっと超えるぐらいという数字でした。こういう利用状況であれば、利用される方もそんなにいらっしや

らないですし、予約を 30 点にするというのもまた極端に多くなり過ぎるのかなというところを踏まえまして、貸出点数全体も 20 にさせていただく。そのかわり、所蔵の資料の予約等に関しては、同じ数まで許すということもありなのかなというお話でございます。

○八木委員 貸出の冊数と予約の数を同じにするということなんですが、先ほどちょっと話をさせていただいたように、予約のパイを広げることによって、パイの食い合いということは当然出てくると思います。新着資料なんかは特にそうだろうと思いますね。制限をかけても、早い者勝ちでバツとやっちゃう。少しのんびりしている方がいつまでたってもおくらせてしまうということがあります。台東区の場合は、例えば真ん中のCDの予約点数が今は恐らく3点だと思います。そういう考え方もありますので、むやみにその点数をふやすことによって利用者サービスになるかということをちょっと考えていただければと思います。他の利用者に対して不利益になる場合もありますので、この辺はちょっと考えてやっていただければと思います。

○久住委員 僕がさっき言ったのは、予約をする行為のツールの問題なのかなと思ったんです。本当に予約にお越しになって、遠くの人だからだめという、それは失礼な話であって、インターネットというツールで遠くから予約をしてというのは一定制限をかけてもいいのではないかと思うんです。ですから、在住・在学の区民、在勤の方もそうでしょうけれども、それ以外の方のインターネットからの予約は少し制限をかける。その方がお見えになったときに、そこで予約をするのはウエルカムだと思うんです。お越しいただく行為とインターネットで予約をする行為は若干色分けをする。

ここに書いてあるように、例えば豊島区は「インターネット予約は」と限定をして、予約に関する制限をとっているところもありますので、僕はそういうことをきちんと議論して対応したほうが、ここの議論のメインはそこなんじゃないかなと思います。

○植松委員長 では、ほかの議論の時間等もありますので、最初恩田委員からもご提案がありましたようなことで、まずこの区民優先のあり方に関しましては、ただいまのご議論を踏まえまして、インターネット予約ということに限定して、極めて緩やかな差別をつける。それと、相互貸借とか紹介状発行などのように、本来最寄りの図書館でサービスを受けることが適当であるものについては、区民と区民以外の方、在勤・在学も含めてであります。差をつける。そういう程度の区民優先というものを導入することについて、反対、賛成ということでご意見を伺いたいと思います。

今申し上げたような、極めて緩やかな差異ではありますが、区民優先という考え方を一部導入

するということで詳細を詰める、そういう方向でよろしいという方は挙手をお願いできますでしょうか。

〔賛成者挙手〕

○植松委員長 それでは、多くの方にご賛同いただいたということで、さらに詰めていきたいと思えます。

○上田委員 本駒込図書館において利用者懇談会を昨年 12 月に行いました。ご参加者の方から、ぜひとも検討してほしい事柄があると伺い、当委員会で報告させていただきます。隣接する自治体の図書館を利用するときに、種々な制限をうけることがあります。図書館利用に関し差別化していくのではなく、制限を設けている自治体に対し文京区民には文京区同様、差別化をなくすよう働きかけてほしいとのご要望です。

○植松委員長 打ち合わせのときも、文京区の図書館は全体的に区の端のほうに多く、他区から利用されている方が多いことから直ちに区外の方には制限するとなると相当数の方が不便になると思われるので、配慮が必要といえます。

(3) 今後の図書館広報

○植松委員長 次に、6 ページ、(3)「今後の図書館広報」です。事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○事務局（染野谷） (3)「今後の図書館広報」の部分でございます。

図書館の広報としましては、現在「区報ぶんきょう」やケーブルテレビあるいはまた図書館ホームページ等で広くお知らせをしているところでございまして、各館ではそれぞれ広報誌とか行事案内の一覧表とかチラシを作成して皆さんにお示しし、知っていただいているところでございます。

この委員会の中で、ツイッター等のツールを利用して広報を進めてはどうかというご意見をいただいております。文京区として現在どういったツイッター等の使い方を行っているかといいますと、多くは広報課が公式のアカウントを取得しまして、運用ポリシーを定めて管理運用しております。各所管課が記事や情報を提供しているのが大半でございます。

ツイッターにどんな情報が出ているかという、基本的には区が主催する、また共催するイベント情報、その他、区民のニーズの高い情報、周知する必要の高い情報という内容になっております。ツイート文につきましては、文字数の制限等がありまして、現状ではそのツイッターの部

分から区のホームページに関連で確認していただいて、内容をまた見ていただくという載せ方が多いようです。

フェイスブックについても同様な状況で、載せている内容はツイッターとほぼ同様になっているということですが、フェイスブックの性格上、情報量が多く載せられたり、イラストや写真を掲載することができるということで、行事の開催状況などのお知らせに活用されている状況です。

図書館として今後どのような方向性を考えるかということですが、従来からの区報等あるいは図書館ホームページでの行事案内に加えまして、各図書館で行うイベントや特別展示について、今後ツイッターとかフェイスブックに記事の掲載を進めていくとともに、図書館ホームページ自体の見やすさやわかりやすさ、あるいは即時性の観点から、図書館のシステムの更新に合わせて改善を図っていくというふうに考えております。

以上です。

○植松委員長 本件につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○黒田委員 SNSについて言いますと、文京区の広報課のオフィシャルなアカウントですと、どうしてもいろんな情報が入っているということで、関心のない人にとってみれば非常にうるさい情報になってしまうと思うので、もし可能であれば、図書館のアカウントという形での情報発信をぜひ検討していただければと思います。例えば、出版社で言いますと、もちろん社のツイッターなりフェイスブックもあつたりするんですけども、それとは別に、各編集部のものがあつたりします。そういった形で、関心のある人に関心のある情報を届けるような形の仕組みをもう少し進めていったらどうかなと思います。

○藤田副委員長 今のところ、まだ図書館独自で、たとえ直営館であってもアカウントをとるという区の方針ではありませんので、将来的にそちらのほうがもっと緩やかに、とりやすくなったときには検討してみたいと思います。

図書館のホームページが今、各館情報が一目で、千石なら千石の情報がパッとわかるような感じではなく、見つけにくいとか、情報がとりにくいとおっしゃる方が多いので、利用者さんに探しやすい、見やすいような図書館ホームページの充実を、2年後ぐらいにありますシステム更新のときには考えていきたいかなという方針です。

○植松委員長 ほかにはいかがでしょうか。伊藤委員はいかがですか。最初から広報のあり方について発言されておられました。

○伊藤委員 済みません、不意に当てられたので、考えていなかった。ちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。

3 文京区における図書館の運営体制

○植松委員長 続きまして、議事の3「文京区における図書館の運営体制」です。事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○事務局（渡部） それでは、資料第25号「文京区における図書館の運営体制」についてご説明いたします。本日席上に配布いたしましたところですので、資料をごらんになりながら、お聞きいただければと存じます。

現在、文京区立図書館の運営体制が、真砂中央図書館は直営、その他の7館3室は指定管理者2社による運営となっております。そのことは皆さんご承知だと思いますが、この運営体制について、1「これまでの経緯」、2「指定管理者制度を導入してからの変化」、3「区の指定管理者評価制度における評価」、4「今後の方向性」という形で書いてありますので、これに沿って説明していきたいと思います。

1「これまでの経緯」でございますけれども、文京区立図書館は根津図書室、大塚公園みどりの図書室を除く館がカウンター業務の民間委託をしておりましたが、平成20年度に設置された図書館サービス検討会において、新たな運営形態の導入が必要であるとの結論から、平成22年4月から第3次行財政改革推進計画に報告され、指定管理者制度を導入いたしました。

(1) 指定管理者制度の導入の検討につきましては、図書館サービス検討会において、社会教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議というのがございましたけれども、その中では「人材確保やその在り方について」、それから、当時の文部科学大臣であられました片山さんの発言で、「長期的視野に立った運営というものが図書館になじまない、職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる」などがございました。さらには、日本図書館協会の「指定管理者制度を適用するにあたり、その施設の目的を効果的に達成するために必要か、また、住民サービスの向上に資するかどうかの検討」ということのほか4項目、合わせて5項目についても、以上のようなことの検討が十分なされました。

次に、(2) 指定管理者制度導入における運営形態の検討では、導入する場合の運営形態ですけれども、A案（8館3室を全て指定管理者で実施するもの）、B案（委託の拡大や、非常勤の活用により直営で実施するもの）、C案（中央館1館を直営とし、他の地区館は指定管理者で実

施するもの)、この3パターンについてメリット、デメリット等詳細に比較検討を行いました。

その結果、真砂中央図書館のみを直営とすることにより、適正な職員数を維持しつつ、開館日や開館時間の拡大等の住民要求に応えることが可能であること、民間事業者の柔軟な発想を取り入れつつ、図書館事業のノウハウが区職員に継承されること、教育委員会を初め区行政各部各組織との連絡・調整の円滑性が継続されること並びに都立図書館を初め国立国会図書館、他区立図書館など類縁・関連機関との連携・協力が安定的に持続できることなどから、最終的にC案を採択し、指定管理者制度を導入することといたしました。

導入に当たりましては、指定管理者相互での相乗効果を期待して、中央館を除き図書館を2つのグループに分け、2社の指定管理者による図書館運営といたしました。

続きまして、(3)指定管理者の選定に際しましては、「文京区公の施設に係る指定管理者選定委員会」を設置し、区の方針に従いましてプロポーザル方式を実施し、選定しております。プロポーザル方式というのはどのような方式かということで括弧の中に入れておきました。

(4)その中で、直営の中央館はどのような役割を担っているかといいますと、一言で言えば、区立図書館全体の運営について、区として責任を持つということです。そのため、指定管理者が業務要求水準書に基づき運営しているかについて、報告書等やモニタリングで把握し、指摘や助言を行っており、全館の図書館運営の調整を図り、全体の一体性を保っております。

次に、「指定管理者制度を導入してからの変化」でございますが、(1)「実績について」。開館日・開館時間の拡大をいたしました。下記の表のような変更を行いまして、開館時間が平成21年度の導入前と比較して、平成22年度以降は約40%の増加となりました。

3ページの②「利用実績の増加」についても、表のとおりでございます。貸出や予約・リクエストを平成21年度と24年度で比較しますと、貸出が約20%、予約・リクエストが36%と増加しておりますし、毎年増加の傾向が見られます。

③の「行事の充実」につきましては、回数、参加者が増加しております。行事内容も多彩かつ豊富です。

4ページの利用者アンケートは、指定管理者の評価に資するために行っておりますものですが、この中で、①開館時間について、それから、②来館した目的が達成されたかという目的達成度、③にあります待遇に関してということで職員について聞いておりますが、いずれも満足度の高い数字になっております。

次に、(3)「その他の変化」につきましては、どのようなことがあったかということで、この

3つを挙げました。

①「多種多彩な行事の実施と充実」。先ほども触れましたが、非常に多種多彩な行事が実施され、導入以前と比較しますと、大変充実しております。

②地区館の館長は自館の運営について高い意識を持っております。また、副館長についても同様なことが言えると思います。

③あわせて相乗効果と言っているのかなと思いますけれども、中央館の職員についても区の職員であるという自覚などが出てきております。

次に、5ページ、(4)「導入後も継続していること」として①「全館サービスの展開」。これまでも文京区立図書館のきめ細かなネットワークサービスについてお伝えしてきたかと思いますが、指定管理者の運営する図書館とは緊密な連携を図っております。これらのことについて指定管理者の運営する図書館は理解を示し、会社としての枠組みを越え、連携・協力しております。

②「地域との協働、他自治体との連携」でございます。地域との協働ということでは、指定管理者の運営する図書館は積極的に地域に入り、施設連携、人材活用などを行っております。他自治体との連携につきましては、中央館が窓口になり、調整を行うことでスムーズに行っております。

次の3「区の指定管理者評価制度における評価」でございますが、区では、指定管理者制度を導入している所管課において、公募区民を含んだ評価検討会を設置し、指定管理者による管理運営が適切に行われているかについて、協定書や業務要求水準書等に基づき確認し、区民サービスの維持・向上を図るために毎年度指定管理者に対し評価を実施しております。平成22年度、地区館に指定管理者を導入して以来3年が経過し、下記のような評価結果となっております。2社とも3年間B評価となっております。次のページにB評価というのはどういう評価ということで出ておりますけれども、安定した図書館運営であることが言えると思います。

最後に、4「今後の方向性」ですけれども、指定管理者制度を導入し、今年度は4年目を迎えておりますが、先ほどご説明しましたように、昨年度までの実績や変化を踏まえまして、上から4行目を読ませていただきます。

中央館が区立図書館全体の調整を図ることによって、指定管理者2社と中央館を含めた3者が相互に図書館運営について、連携・協力・競合して文京区立図書館のサービス向上を目指していると言える。

従って、中央館を直営とし地区館に指定管理者を導入した現在の図書館運営体制については、安定した運営が図られており、今後も引き続きこの体制を維持していくことが望ましい。

なお、区立図書館のサービスの質を継続して維持するため、長期展望にたった図書館運営のあり方の検討や図書館運営・事業のノウハウ等について、区として継承していくことが必要である。また、資料選定や文京区の特徴である分担収集の調整などの機能については、今後も直営である中央館が担うべきである。さらに、指定管理者の契約期間終了後は、指定管理者の変更も想定されるため、混乱がないように調整していく必要がある。それらに対応するために、直営の中央館職員は、図書館職員としての資質の向上が求められる。

とさせていただきます。

以上でございます。

○植松委員長 ただいまご説明いただいたことにつき、質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。

○久住委員 ここに求められている役割については、今後の図書館のサービスの向上をどのように図るかということがこの会議体に求められている趣旨であって、25号とそことの関連性をどう整理しておけばいいのかなというのは1点、確認をしたいのですが。

○藤田副委員長 前半のほうで、8館3室体制と1つの大きな中央館で運営されるのと、文京区の図書館としてはどっちがいいのかという議論をされたかと思います。そのときには指定管理者制度導入の現状を見ていただいてどうかという話をしたわけです。今後の展望ということを考えますと、導入の際に、よくよく考えて今の形がいいだろうということで導入しているわけですが、その体制について想定どおり、うまくいっているね、これからもこの体制でいいね、この体制でサービス向上を図っていくのでいいねという評価の機会実は一度もなかったもので、その部分を皆様お集まりのところでご意見を聞けたらいいかなと思っております。

真砂中央館を除いた指定管理者が文京区の求めるサービスの水準を満たしているかどうかは、先ほど中に出てきたように、指定管理者評価制度で毎年毎年評価させていただいておりますが、真砂中央館を含めた全体の運営体制の評価というのは、やったことがありませんので、サービスの向上を目指して今の体制を一定評価しておいていただく必要があるのかなという位置づけでございます。

○久住委員 今とてもいい運営をされていて、サービスも向上してきたというのは、事実だったり、利用者の満足度であったりということで一定確認はできていると思うんですけども、ではこれが本当に未来永劫いいのかどうかということはこの委員会が責任を持って将来に申し送るだけのエビデンスを持ったものということについては、私たちが責任を持てるかという問題がある。

現状の中でとてもいいものを行っている、これはいいね、これを継続してやっていこうというメッセージを送ることができたとしても、これが未来永劫、完璧な姿なんだということまで、私たちのこの委員会として確定的なものを出すだけのエビデンスのあるデータを積み重ねていないということであれば、そこについては現状をもう少しローリングしていく中で見ていくことと、継続してきた区民サービスの向上の延長線を図っていくことが望ましいというぐらいのトーンに落としておいていただかないと、ここまでの言い切りというのはいかがなものかなというの率は率直に、お話を聞いていて思いました。

○藤田副委員長 これは実は作成も間に合いませんで、事前送付もできなくて本日お目につけたわけですがけれども、これについてはたたき台としてご意見をいただいて、これは言い過ぎだろう、自画自賛し過ぎだろうというのがあれば、十分修正するつもりでおりますので、「今後の方向性」のところ久住委員が言われたように、もう少しトーンを落とすことも十分考えられますし、ほかの部分でも、これはちょっと私の図書館を見ていた感覚と違うんだけどということがありましたらご指摘をいただいて、次回にまた修正を加えたいと思っております。

○植松委員長 ただ、指定管理者制度については、ここにありますように、その導入のときからいろいろ問題点が指摘されていたという中で、中央館を直営としつつ、地域間を指定管理者に委ねるやり方は、問題点の回避ということに対しても効果的であったのではないかとと言えるということでもまとめられています。

一方で、第1回の委員会するときから、委員の方々から指定管理者制度になって、例えば地区館の担当者が地域のことを知らないとか、職員が短期間で代わるので相談しにくい、業務処理に時間がかかるなどのご指摘があったので、指定管理者制度そのものも、サービス向上のために全く触れないことは考えられないということで、今回こういう資料をつくったと聞いています。

○久住委員 そういう意味で、指定管理者の皆さんがすごく努力をされていて、利用されている方と非常に密な関係の中でサービスを向上されている事実というのは、共通認識として大いに評価をしていくべきだろうなと思いますし、そこはここの中での共通認識で、事実として捉えられるのかなということと、それをもっとよりよくするための体制づくりというのは、今後のもう少し柔軟な発想に委ねていくというぐらいのほうが、この委員会に求められている、想定される報告書としては責任が持てる範囲なのかなと思います。評価は評価として、いいものはいいということきちん表記すべきだというのは大賛成です。

○植松委員長 おっしゃるとおりだと思います。区全体として、例えば指定管理者の契約期間を

どのくらいにするか、あるいは指定管理者制度そのものの導入の目的として経費削減ということ
をどの程度考慮するかということは、指定管理者制度一般論としてあります。それは我々委員会
の次元を超えているテーマですので、そこは区としてご検討いただくことになろうと思います。

8時半までということでありますので、これにつきましての本日の討議はここまでといたしま
して、この「文京区における図書館の運営体制」につきましてさらにご意見のある方は、別にご
意見を、従来の、いわゆる宿題方式でいただきたいと存じます。これにつきましては、後ほど事
務局からご説明させていただくことにいたします。

○石井委員 ビブリオバトルとは何ですか。

○事務局（渡部） 本郷の館長が詳しいです。

○八木委員 ビブリオバトルは平成 18 年ぐらいですか、5～6年前に京都大学の谷口さんとい
う方が、研究室の中で何人か集まりまして、例えば 10 人いたら、3 人ぐらいに、自分はこの本
がいいと熱く語っていただく。ほかの人たちは何も知らなくてもいい。その本についても、作者
についても知識を持っていない。その場限りで発表する。紹介者は読んで、この本はいい
んだよということを 5 分ぐらいで熱く語る。観覧者、ほかの方々は、この本を読みたいとい
うチャンプ本を決めるのです。しゃべり方がうまいとか、持っていき方がうまいとかいう話では
なくして、みんながこの本を読みたい、それで選ぶという単純な、ゲームを交えた本の紹介
です。

紀伊國屋さんとかそういうところがビブリオバトル普及委員会をつくりまして、全国的にやっ
ている最中で、まだまだ全国的に広がっているところではないのですけれども、本郷図書館では
過去 6 回やってきました。最初は何もテーマを決めないで、2 回目は森鷗外の生誕 150 年とい
うことで、鷗外の本だったら何でもいい。鷗外の家族のものでも何でもいいんです。森茉莉さん
とか小堀杏奴さんとか何でもいい。森鷗外に対する評論でも何でもいい。関係する本を皆さん読ん
で集まってきてやりましょうというもの。鷗外をしたら、その次は漱石、その後は村上春樹をや
ったのかな。よしもとばななをやって、この前は池波正太郎をやらせてもらいました。6 回やり
ました。各回 40 人から 50 人ぐらい集まっていた、楽しい催し物です。これは本を通
して読み手を知ったり、人を介してまた本の出会いをつくる。本との出会いのための図書館らし
い催し物ではないかなと思います。そういうゲームで、これからまたいろいろ広がっていくと思
います。

この前も、中学校の先生が「ちょっと来て、やってください」と、第三中学で国語の先生たち

が 15 人ぐらい集まりまして、先生を交えて、うちの職員も紹介者になりまして、4 人ぐらいで紹介しました。本との出会いというものは、非常にいい催し物だなと思います。これは別に場を設けない。この場でやってもいいわけですから、変な話、お酒を飲みながらやってもいいし、喫茶店でやってもいい、家庭でやってもいいんです。お金も要らないですから。いつでもでき、応用も効く。ルールは単純なものですから。そんな形で今、本郷図書館中心でやらせていただいております。

○事務局（渡部） 小中学生向けについても行ったと思いますのでお願いします。

○八木委員 小中学生向けをこの前やりまして、四十何人集まりました。小中学生も来てくれるのかなと思いましたが、多数参加していただいた。上田館長も来ていただいた。小学生も大人も、本に対する感性とか感じ方は、同じだなということは痛感しました。小学 3 年生の言っていることと大人の方が言っていること、表現方法は若干劣りますけれども、十分通じます。すごくいい催し物だなと考えております。

4 その他

○植松委員長 「その他」で何かございますか。――では、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局（染野谷） 事務局から、事務連絡でございます。

今回の会議録につきましては、案文の作成に 2 週間程度かかります。後日、校正をよろしくお願ひいたします。

先ほど委員長からもお話がありましたけれども、最後の「文京区における図書館の運営体制」につきましては、時間の関係でさらにご意見があるという方は、ファクスまたは電子メール、郵送あるいはご持参等によりご意見をいただければと思います。

ただ、期間が短くて大変申しわけないですが、次回との兼ね合いもありまして、2 月 28 日、来週の金曜日までとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、次回の第 8 回の委員会ですが、報告書（案）、最終的な全体のまとめの案を作成しまして、その案をご議論いただく予定としております。日付につきましては 3 月 14 日の金曜日で調整をしております。日程が決まり次第お知らせいたします。

以上です。

○植松委員長 では、よろしくお願ひいたします。

そのほかに何かありますでしょうか。

○恩田委員 次回は、この会を重ねてきました検討委員会全体の報告書（案）ということですので、中間報告の折には文京区立図書館の8館3室体制及び中央館機能についてということにスポットを当てた報告書になったかと思うのですが、今回は全体のことで、私からの提案で、久保村委員も含めて各委員の意見を最低1つは取り上げたものであってほしいと希望します。検討していただければと思います。

○藤田副委員長 私どもの宿題として承っておきます。必ずというお約束はできかねるのですが、すぐに実現できないものも、将来的な展望があるものは何らかの形で載せるように工夫してみたいと思います。

5 閉会

○植松委員長 本日の会議はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

(20 : 34)